

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年8月24日認可した。

平成21年9月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）本庄地区
観音寺市高室土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修）宮池地区